

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 3 月 1 7 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘 ・4 田村 明
8 喜多 義幸・9 竹尾 泰 ・10 田中 茂人・11 清水 喜代己
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹
以上 1 2 名

欠 席 委 員 5 若林 卓哉・23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：谷川担当主幹
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 11 清水 喜代己・21 坂野 大徹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請
について (所有権移転) <別冊>
議案第 1 0 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見
書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、5番 若林 卓哉委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は、12名です。 議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 11番 清水 喜代己委員、21番 坂野 大徹委員よろしくお願いします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 第3回農地部会議案について、21ページ 議案第1号 番号16をお願いいたします。 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴い、23ページの下の合計欄について、合計41筆を40筆に、計23, 626. 85㎡を23, 117. 85㎡に、そして畑14, 864㎡を14, 355㎡に訂正をお願いします。 続きまして、24ページ 議案第7号 番号1をお願いいたします。 転用目的につきまして、「消化器内科クリニック及び薬局の建築用地」を「消化器内科クリニック及び薬局の建築用地」に訂正をお願いします。 続きまして、令和7年3月分津市農用地利用集積等促進計画について、14ページ 番号17をお願いいたします。 土地の所在地につきまして、「片田町大神_____」を「片田井戸町大神_____」に訂正をお願いします。 それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から11で、件数は11件、合計面積は60, 743㎡で、その内訳は田が59, 414㎡、畑が1, 329㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 4ページから9ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から16で、件数は16件、合計面積は44, 993㎡で、その内訳は田が34, 165㎡、畑が10, 812㎡、その他が16㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 10ページをお願いします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 駐車場用地

番号2 資材置場用地

番号3、番号4 駐車場用地

番号5 駐車場用地及び資材置場

以上、件数は5件、合計面積は5,024㎡で、その内訳は田が2,204㎡、畑が2,820㎡でございます。

11ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は380㎡で、全て畑でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安西、申請地 芸濃町北神山三街____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,083㎡、受人 ____、渡人 ____。

この案件につきましては、令和6年12月16日付けにて許可を受けましたが、譲受人の変更のため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1,083㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の農地法第3条の規定による許可取消願については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

この案件は、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件になりますので、ご審議をお願いします。

整理番号1についてです。

____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

1 該当 P 1 2

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。
それでは、異議なしということですので、議案第1号については承認することに決定いたします。
入室してください。

< 入 室 >

議長 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。
番号1、地区 雲出、申請地 雲出伊倉津町長藤前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 12㎡、受人 ____、面積 1,981.30㎡、渡人 ____。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 橋南、申請地 津興高砂____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,949㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 安東、申請地 納所町小堀____、登記地目・現況地目とも畑、面積 430㎡ 外1筆、合計面積 1,239㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、管理困難のためです。

番号4、地区 安東、申請地 納所町養老____、登記地目・現況地目とも畑、面積 376㎡ 外3筆、合計面積 480㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、管理困難のためです。

番号5、地区 大里、申請地 大里山室町東谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 509㎡、受人 ____、面積 60,899㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号6、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも畑、面積 974㎡、受人 ____、面積 3,502㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

14ページをお願いします。

番号7、地区 神戸、申請地 神戸中垣内____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 518㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号8、地区 安西、申請地 芸濃町萩野西川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 102㎡ 外1筆、合計面積 128㎡、受人 ____、面積 56, 150㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 安西、申請地 芸濃町北神山三街____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,083㎡、受人 ____、面積 120,890㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号10、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,428㎡、受人 ____、面積 4,969㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号11、地区 辰水、申請地 美里町穴倉上垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 266㎡、受人 ____、面積 7,907㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、経営規模縮小のためです。

番号12、地区 長野、申請地 美里町桂畑茱萸川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,378㎡、受人 ____、面積 24,944㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

15ページをお願いします。

番号13、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副____、登記地目・現況地目とも田、面積 512㎡ 外2筆、合計面積 1,879㎡、受人 ____、面積 740,014㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号14、地区 村主、申請地 安濃町神田東裏____、登記地目・現況地目とも田、面積 314㎡、受人 ____、面積 740,014㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号15、地区 村主、申請地 安濃町連部小門田____、登記地目・現況地目とも田、面積 481㎡、受人 ____、面積 740,014㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は15件、合計面積は12,638㎡で、このうち田が4,640㎡、畑が7,998㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、今回の農地法第3条の規定による許可申請のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号9についてです。
____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。
9 該当P14

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、整理番号9については、許可をすることに決定いたします。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。地元推進委員と現場確認しまして特に問題ありません。面積は12㎡と非常に少ないのですが、耕地整理をしていなくて、小さい農地が点在しているのですが、これもその一つです。

議長 番号2、地区 橋南、番号3、番号4、地区 安東、お願いします。

川邊委員 番号2について、地元推進委員と現場確認をしました。問題ございません。

3 番、4 番につきましても、地元推進委員 2 名と現地確認しました。問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号 5、地区 大里、お願いします。

事 務 局 若林委員は本日欠席ですが、現地確認をして問題ない旨の報告をいただいております。

議 長 番号 6、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4 番田村です。3 月 7 日に推進委員と現地確認をしました。特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議 長 番号 7、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1 番小澤です。問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号 8、地区 安西、お願いします。

田中委員 10 番田中です。何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号 10、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9 番竹尾です。3 月 7 日に推進委員および事務局と現地確認をしました。この場所は譲り受ける方が長年預かって畑として利用されているところです。今回、正式に所有権移転したいということで特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号 11、地区 辰水、番号 12、地区 長野、お願いします。

清水委員 11 番清水です。11 番を現地確認しましたところ、特に問題ないという事でよろしくお願いします。12 番につきましても、問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号 13 から番号 15、地区 村主、お願いします。

横山委員 13 番横山です。推進委員と事務局で現地確認いたしました。所有権を移転ということで何も問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号 1 から番号 15 について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 2 号については、許可をすることに決定い

たします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

16ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出本郷町大釜____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 107㎡ 外3筆、合計面積 5, 917㎡、借人 ____、面積 115, 650.05㎡、貸人 ____ 外1名。

借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、耕作不便のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は5, 917㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員

3番下井です。先般、推進委員と現地確認をしまして問題ありません。よろしくお願いします。

議長

番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページをお願いします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田豊野みノ坪____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 587㎡ 外1筆、合計面積 1, 227㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

昭和57年1月頃から資材置場・駐車場に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は1, 227㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。3月7日に地元推進委員と現地確認をしました。事務局説明通り問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 明合、申請地 安濃町野口朝日____、登記地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外2筆、合計面積 1,027㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

この案件につきましては、令和7年1月17日付けにて許可を受けましたが、転用事業に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件、合計面積は1,027㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。特に問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については承認することに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有

権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町野田____、登記地目・現況地目とも田、面積 793㎡ 外1筆、合計面積 1,817㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.6㎡、パネル設置率は、25.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里窪田町北一色____、登記地目・現況地目とも畑、面積 310㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を従業員駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、申請地 大里窪田町下澤____、登記地目・現況地目とも田、面積 349㎡ 外1筆、合計面積 1,108㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を診療所（内科）の建設用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里窪田町下澤____、登記地目・現況地目とも田、面積 101㎡ 外1筆、合計面積 318㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を調剤薬局の建設用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 207㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

平成26年頃から駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田檜木谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,089㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、736㎡、パネル設置率は、62.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,075㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、39.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いします。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 449㎡ 外3筆、合計面積 1,641㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、495.98㎡、パネル設置率は、30.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 386㎡ 外1筆、合計面積 1,076㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.98㎡、パネル設置率は、36%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町林善貝____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,047㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.99㎡、パネル設置率は、41.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町林善貝____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,279㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.99㎡、パネル設置率は、34%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤廻井____、登記地目・現況地目とも畑、面積 214㎡ 外2筆、合計面積 1,377㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、539.49㎡、パネル設置率は、39.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号13、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本愛宕町____、登記地目・現況地目とも畑、面積 323㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 高宮、申請地 美里町足坂舞谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 827㎡ 外3筆、合計面積 2,028㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を事務所用地とするものです。

許可証の交付につきましては、指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明合、申請地 安濃町野口朝日____、登記地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外3筆、合計面積 1,103.85㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、30.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いします。

番号17、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 707㎡ 外1筆、合計面積 1,414㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、325.48㎡、パネル設置率は、23%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、434㎡、パネル設置率は、43.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 991㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402.98㎡、パネル設置率は、40.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 644㎡ 外1筆、合計面積 891㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、38.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、34.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、34.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いします。

番号23、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 750㎡ 外1筆、合計面積 1,050㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、371.98㎡、パネル設置率は、35.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は22件、合計面積は23,117.85㎡で、このうち田が8,686㎡で、畑が14,355㎡、その他が76.85㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、会長、推進委員、事務局と現地確認しまして特に問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号2から番号4 地区 大里、お願いします。

事務局 番号2から番号4ですが、若林委員から、現地確認を行ったところ転用についてやむを得ないものと判断したので、問題なしという連絡を受けておりますので報告いたします。

議 長 番号5、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。3月7日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長	番号6、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号7から番号12、地区 明、番号13、地区 棕本、お願いします。
竹尾委員	9番竹尾です。3月7日に地元推進委員と事務局とで現地確認をしました。 7番から11番までは_____の横に位置するところで、津市と亀山市の境にあります。非常に荒れておった所を太陽光で開発しております。 7番から9番について、特に問題ありません。 10番、11番についても、田んぼであったのですがイノシシが荒らしておるところで特に問題ありません。 12番についても、特に問題ないということでよろしくお願いします。 13番につきましては、ちょうど_____の横で_____の裏になります。以前、非常に荒れておったところですが、整地されたところです。_____の駐車場として良いところだと思います。特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
議 長	番号14、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番清水です。3月7日に現地確認させていただきましたが、別段問題があるところではございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号15、地区 明合、お願いします。
平松委員	12番平松です。一ヵ月ほど前に畑として許可されておるのですが、地目が宅地の部分が抜けていたということで、一体として申請しなোসということ、問題ないのでよろしくお願いします。
議 長	番号17から番号23、地区 草生、お願いします。
横山委員	13番横山です。この辺一带太陽光発電施設ばかりで、農地に残っているところはほんのわずかで、問題ないという事でよろしくお願いします。
議 長	場所はどの辺ですか。
横山委員	バス停の_____から1キロメートルぐらいの所に_____が耕作されているところがありますが、そこから右手の方です。
議 長	番号1から番号23について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24ページをお願いします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町蟹田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 923㎡ 外2筆、合計面積 1,301㎡、借人 ____ 外1名、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を消化器内科クリニック及び薬局の建築用地とするものです。 許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町新町____、登記地目・現況地目とも畑、面積 361㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を集会所建設用地とするものです。 許可証の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町大谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,726㎡ 外4筆、合計面積 5,525㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を観光藤園として令和7年6月30日まで一時転用するものです。 農地区分は、第1種農地と判断されます。 番号4、地区 黒田、申請地 河芸町赤部中六____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,828㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。 令和6年頃から農業用施設用地として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。 以上、件数は4件で、合計面積は9,015㎡、このうち田が5,627㎡で畑が3,388㎡でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里、番号2、番号3 地区 高野尾、お願いします。

事 務 局	1 番、2 番、3 番について、若林委員から現地確認を行ったところ、転用してもやむを得ない場所であり、特に問題はない旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。
議 長	番号 4、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。別に問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 4 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でした。皆さんいかがでしょうか。
川邊委員	2 番川邊です。3 番の観光農園、一時転用といわれましたが、転用にあたるのですか。
事 務 局	藤園は農地転用にあたらないのですが、一時的に観光に供するという事です。毎年、県の常設審議会にも上がっておりまして、当初、農地転用が必要かどうか県と協議をさせていただいて、観光農園にするのであれば、農地転用が必要ということでございましたので転用申請をしていただいております。
川邊委員	毎年なら、ずっとしておけば良いのにとおもいますがどうでしょうか。
事 務 局	一定期間だけということですので一時転用となります。藤を植えているだけなら要りませんが、その期間にお客さんを入れてお金を取るのであれば転用が必要ということです。
川邊委員	分かりました。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 7 号については、許可をすることに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で 5 8, 9 8 3 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 1 1, 9 5 1. 2 m²、契約件数は 3 1 件でございます 河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 8 1, 2 2 0. 7 6 m²、畑の賃貸借で 5, 5 7 0 m²、契約件数は 2 8 件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5, 309㎡、契約件数は3件ございます。

芸濃地区につきましては、畑の賃貸借で22, 915㎡、契約件数は11件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて145, 512. 76㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて40, 436. 2㎡、合計契約件数は73件、合計面積は185, 948. 96㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区24件、河芸地区21件、安濃地区1件で、合計面積は131, 765. 66㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で63%、面積で70. 9%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、今回は該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2-23についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件についていかがでしょうか。

2-23 該当P62

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室してください。

＜ 入 室 ＞

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 ＜一同 異議なし＞

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第11項の規定による要請について（所有権移転）です。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について（所有権移転）、でございます。

1ページをお願いします。

件数は1件、合計面積は8,421㎡で、すべて田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、農業委員会が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要と認めるときに、農業委員会が農地中間管理機構に対し促進計画の作成を要請するものです。

今回提出させていただきました議案につきましては農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る必要があると認められるため農地中間管理機構へ促進計画の作成を要請しようとするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
この案件につきましては、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 ＜一同 異議なし＞

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に要請することにいたします。

次に議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

18ページをお願いします。

件数は30件、合計面積は269,690㎡で、このうち田が265,272㎡で畑が4,418㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第1

8条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号2についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。
2 該当P 2

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議長 つづいて、整理番号13についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。
13 該当P 6

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号 25 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。
25 該当 P 17

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 つづいて、整理番号 28 についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。
28 該当 P 17

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前 11 時 10 分

令和 7 年 3 月 17 日

議事録署名者

議事録署名者
